

## 委託契約書（案）

一般社団法人長野県観光機構 理事長 野原 莞爾（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、次の条項により、信州安全・安心な宿魅力向上事業事務  
委託業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 信州安全・安心な宿魅力向上事業事務委託業務

(2) 業務の内容 信州安全・安心な宿魅力向上事業事務委託業務仕様書  
（以下「仕様書」という。）のとおりに。

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約締結日から令和4年2月28日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、 円を上限とする。

内訳 支援金 円以内（不課税）

事務局運営経費 円以内

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

2 前項の委託料は予定総額上限とし、委託料の確定額については第7条によるものとする。

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

過去2年間に2回以上の履行実績等、かつ、履行確実の場合

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲の指示により納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第6条 乙は、仕様書及び信州安全・安心な宿魅力向上事業事務委託業務プロポーザル公募要領により提案した「企画提案書」に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の要領、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 乙は、委託業務を開始したときは、その旨を甲に届出なければならない。

4 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について甲に報告をしなければならない。

(業務完了報告及び検査)

- 第7条 乙は、委託業務完了後、令和4年3月10日までに委託業務完了報告書（成果品）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の報告書の提出があったときは、遅滞なく当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して委託料確定通知書により通知するものとする。
- 3 前項の委託料の確定額は、前項で確定した委託料額と第4条第1項の委託料上限額とのいずれか低い額とする。
- 4 乙は、第7条第2項の規定による検査の結果不合格となったときは、甲の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 5 前2項及び4項の規定による検査に直接要する費用は乙の負担とする。

(委託料の支払)

- 第8条 甲は、第7条に規定する委託料の支払については、第7条第2項により確定額を通知した後、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。なお、支払い額については、第9条の支援金の前払い額及び第10条の事務局運営経費の概算払い額を精算した結果に基づくものとする。
- 2 甲がその責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(委託料のうち支援金の前払い及び返金)

- 第9条 乙は、第8条の規定に関らず、委託料のうち本事業にかかる支援金の原資として甲に前払い金の請求をすることができる。
- 2 乙が本事業に係る支援金の前払いを受けようとするときは、請求書を支払日の14日前までに甲に提出するものとし、甲は第9条第3項のそれぞれの支払日までに支払うものとする。
- 3 前項による前払いの支払回数、請求できる支払金額は、次のとおりとする。

回数	支払日	支払金額
第1回	令和3年 9月 日まで	円以内
第2回	令和3年10月 日まで	円以内
第3回	令和3年11月 日まで	円以内
第4回	令和3年12月 日まで	円以内
第5回	令和4年 1月 日まで	円以内

ただし、乙は、支援金の前払い額が前記3表内の支払金額を上回り、さらに必要とするときは、必要額算出根拠となる書面及び請求書を甲に提出、協議し、甲が必要と認める場合には乙に支払うことができる。

- 4 乙は、宿泊事業者への支援金を精算し、受領済支払金額（受領済支援金額）のうち未執行残額がある場合には、甲へ残額を返金するものとする。

(委託料のうち事務局運営経費の概算払)

- 第10条 乙は第8条の規定にかかわらず、委託業務完了前に委託料のうち委託業務に必要な事務局運営経費を出来高に応じて甲に請求をすることができるものとする。
- 2 乙は、事務局運営経費の概算払を請求しようとするときは、概算払請求書及び経費内訳書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から適法な概算払請求書を受理したときは、その日から30日以内に乙に支払うものとする。

(委託料のうち事務局運営経費概算払の精算)

- 第11条 第7条の規定により、事務局運営経費の額が確定したとき、この確定額と概

算払いにより乙に支払った額に差額が生じたときは、甲は差額を支払うものとする。

(危険負担)

第12条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第13条 乙は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第14条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第3者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報又は秘密を、みだりに他人に知らせてはならない。

2 乙は、委託業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、委託業務を第3者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合には、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、甲と乙が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第18条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、その責に帰すべく事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第18条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定より措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき(同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁

止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (4) 乙（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第18条の3 甲は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、乙に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第19条 乙は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は完了報告書等を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、第10条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 4 甲は、第18条から第18条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 甲は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 乙は、第1項又は第4項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額について甲に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第20条 乙は、第18条の2の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第18条の2第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第21条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲	住所	長野県長野市中御所岡田町131-4 ホテル信濃路3階
	氏名	一般社団法人長野県観光機構 理事長 野原 莞爾
乙	住所	長野県
	氏名	

## 個人情報取扱注意事項

- 第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 第2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。  
2 乙は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。  
3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 乙は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、甲に通知しなければならない。  
2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。
- 第5 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。  
2 乙は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。  
3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。
- 第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第8 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後速やかに甲に返還又は消去するものとする。ただし、甲が特別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第9 甲は、定期的又は必要と認めたとき、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は乙に対して報告を求めることができる。
- 第10 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 第11 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲と乙と協議の上、別に定める。